

統計委員会令の一部を改正する政令要綱

第一 改正内容

- 一 統計委員会に評価分科会を設置するとともに、その所掌事務を定めること。(第一条関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。